

災害等の緊急時における霧多布小学校の対応について

学校に児童がいるときの緊急時における児童引き渡しに関する学校のおさえ

- ・児童の安全確保を第一とします。そして引き取りに来る保護者等の安全も確保します。
- ・保護者の方等へ引き渡しを行うとき、待機している学校および避難先の「ゆうゆ」では、保護者の方等が引き取りに来るまでは、学校が責任を持ってお子さんをお預かりします。

1. 地震・津波などの対応について

①登校前に発生した場合

- ・震度6弱以上の地震が発生したとき → 臨時休校
- ・大津波警報が発表されたとき → 臨時休校

②在校中に発生した場合

- ・震度4以下で津波注意報が出ていないとき → 通常下校
- ・震度5弱以上の地震または津波注意報が発令 → 学校待機。保護者等へ引き渡し。
- ・地震発生後、津波警報以上が発令 → 「ゆうゆ」へ避難。警報解除後に保護者等へ引き渡し。

③地震・津波災害時の引き渡しについて

- ・緊急時の基本的な対応は上記のとおりです。状況に応じて上記と違う対応をとる場合もあります。
- ・「ゆうゆ」に避難した場合は、避難が完了した段階で、メールによる連絡を行います。なお、状況によっては、メールによる連絡ができない場合もあります。
- ・保護者の方等にお迎えをお願いする場合は、メールによる連絡を行います。（状況によっては、メールによる連絡ができない場合もあります。）メールを利用していない家庭、メールの開封確認が行われていない家庭については、登録カードの引き取り者の1番の方から緊急時の連絡先電話番号の優先順位に従って学校から連絡を行います。なお、メールの開封確認が行われていない家庭への連絡は、ある程度児童の引き渡しが完了してからになります。

2. 暴風雨・暴風雪・雷などの対応について

①保護者の方等にお迎えをお願いすることの検討を始めた段階で、あらかじめメールによる連絡を行う場合があります。お迎えをお願いすることが決まり次第、メールによる連絡（メールを利用していない家庭は電話での連絡）を行います。スクールバスについては、バス停からの安全確保に判断が迷う場合には、学校へ連絡（スクールバスに乗せる、お迎えにするなど）をお願いします。

②メールの開封確認が行われていない家庭については、「メールを見ていない」と判断し、ある程度児童の引き渡しが完了した時点で、登録カードにある「緊急時の連絡先電話番号」の優先順位に従って学校から連絡をします。

③お迎えや集団下校の措置をとる場合は、児童クラブは休所です。

3. 不審者・熊などの対応について

①保護者の方等にお迎えをお願いする場合は、「暴風雨・暴風雪・雷など」と同様の対応となります。

②メールによる情報提供（電話ではしません）、集団下校等の対応をとる場合があります。

③児童クラブに行くことになっている児童は、児童クラブへの集団下校になります。